

Sonoda & Kobayashi Beijing IP Group

中国商標法改正草案

(2026 年前半施行の見込み)に伴う実務の注意点

2025.1.26 号

2025 年 12 月 27 日付けで中国商標法の改正草案が意見公募のために公表されました。早ければ 2026 年上半期に成立し、年内の正式施行の可能性があります。
特に実務上影響が大きな下記 7 点をご紹介します。

改正点のまとめ

1. 異議申立期間：3 か月から 2 か月へ短縮
2. 周知商標保護の強化：中国で未登録の周知商標にもクロスクラス保護を拡大
3. 商標異議、拒絶査定不服審判、異議決定不服審判及び無効審判事件の審理中断の明確化
4. 登録商標の不適切な使用の規制
5. 不使用商標等の職権取消の追加
6. 「動きのある商標」の追加
7. 損害賠償に対する不使用の抗弁（3 年）の基準時点：「訴訟提起前」と明確化

1.1. 異議申立期間：3か月から2か月へ短縮

改正草案第35条：

「何人も、予備審査合格の公告日から**2か月**以内に、國務院商標行政主管部門に対し、異議を申し立てることができる。」

今回の改正により、異議申立期間は現行商標法の「3か月」から「**2か月**」へ短縮された。国際標準（1~2か月）に合わせた迅速化により、申立人にとっては、ブランド保護の対応時間が圧迫される。

この改正により、ブランドのウォッキングや異議申立に関する書類を準備するための時間的余裕が減少し、従来の3か月を前提とした意思決定フローでは対応できず、2か月での異議申立判断・書類準備が可能な体制構築が重要となる。

1.2 周知商標保護の強化：中国で未登録の周知商標にもクロスクラス保護を拡大

改正草案第20条：

「商品が同一又は類似ではない場合においても、他人の周知商標の複製、模倣又は翻訳であり、公衆を誤認させ、当該周知商標の権利者の利益を損なうおそれがあるときは、その登録は認められず、その使用は禁止される」

現行商標法第13条第3項と比較して、本改正では、「**中国で登録された周知商標**」を「周知商標」に改正した。

本改正より、周知商標のクロスクラス保護（区分を跨ぐ商標の保護）が更に強化されるようになった。権利者は、中国で登録されていなくとも外国で周知商標として認められる商標の保護を求めることがある。ただし、周知性の認定は事案単位で必要に応じて行われ、実務上の立証水準は依然として高いことに留意が必要である。コアブランドについては、事前に中国で商標登録することが、依然として紛争コストを低減し確実な保護を得る最も確実な方法である。

悪意のある商標の不正取得に対抗するために、必須区分ではないが関連性の高い区分への出願に対する監視頻度を高め、実効性のある対応を行うことが有効である。さらに、必要に応じて異議申立、無効審判等の手続きを開始できるよう、可能な限り早期に一連の証拠の構築または強化を行うことが望ましい。

本条は、実際の使用を通じて識別力を獲得し、一定の信用（グッドウィル）を蓄積した商標を保護することを目的としている。誠実な営業活動によって構築された信用を法的に認め、悪意ある商標の不正取得を防止するのに役立つ。

1.3 審理手続きの中止

改正草案第40条：

「異議申し立て、拒絶査定不服審判、異議決定不服審判及び無効審判事件の審理において、関連する先行権利の確定が、人民法院の審理中又は行政機関の処理中の別事件の結果に基づく場合、商標行政主管部門は一般に審理を中断すべきである。中断事由が消滅したときは、速やかに審理手続きを再開しなければならない。」

本条により、異議申し立て、拒絶査定不服審判、異議決定不服審判及び無効審判事件の審理において、当該商標の引用商標に対して無効審判などを請求した場合は、引用商標に対する無効審判の審決が確定するまで、審判等の審理中の手続きの中止を求められるようになつた。

この変更は、重複する商標出願を減らし、結果の一貫性と予測可能性を高めることなどに寄与するものである。実務上、商標審判事件の審理の中止は既に実施されている。本改正草案では、中止の状況に関する情報を公開すべきか否かを明記していない。中止状況の不確実性は、事件の進捗状況を把握しようとする当事者による商標庁への問い合わせ等、追加的なコストを課す可能性がある。慎重な検討を経て関連規定が追加・最適化されれば、関係者双方にとって有益であると考えられる。

1.4 登録商標の不適切な使用の規制

改正草案第 56 条：

「商標登録者が（中略）その登録商標を公衆を誤認させる方法で使用した場合、商標局は、期限内に是正を命じる。期限内に是正しない場合、5 万元以下の過料に処する。事案の重大性が認められる場合、商標行政主管部門はその登録商標を取り消す。」

本条は、違法行為を構成する登録商標の不適切な使用と、行政罰則および権利の安定性を直接的に結びついている。また、消費者の保護を拡大し、登録商標は規範的な方法で使用されるべきという原則を強調している。

1.5 不使用商標等の職権取消の追加

改正草案第 56 条第 2 項及び第 3 項：

「登録商標が、その使用が認められた商品の普通名称となった場合、又は正当な理由がなく継続して 3 年間使用されていない場合、何人も商標行政主管部門に対し、当該登録商標の取消しを請求することができる。」

「登録商標が前項に規定する状況に該当する場合、商標局は当該登録商標を取り消すことができる。」

本規定は、主管当局が特定の状況下で遊休化した、又は識別力を失った商標を積極的に取り消すことができる明確な法的根拠を提供する。

1.6 「動きのある商標」の追加

改正草案第 14 条：

「自然人、法人又は非法人組織の商品を他と区別することができる標章であって、『文字、図形、アルファベット、数字、立体形状、色彩の組合せ、音、動きのある商標』等、並びに上記要素の組合せを含むものについて、商標登録を求めて出願することができる。」

「動きのある商標」を追加することにより、動画的または動的に提示される要素が商標として登録可能であることが明確になった。ただし、審査および実務において、動きのある商標の識別力等の重要な要素をどのように判断するかについて、大きな議論が生じることが予想される。したがって、この新制度の円滑な運用を確保するためには、制度的・実務的双方のレベルで具体的なルールを整備することが急務である。

1.7. 損害賠償に対する不使用抗弁（3 年）の基準時点：「訴訟提起前」と明確化

損害賠償に対する 3 年の不使用抗弁の基準時点について、現行商標法は「前に」と規定する

のみで、実務上、「侵害行為発生前」「原告が訴訟を提起する前」「裁判所判決前」のいずれを指すかについて一定の争いがあった。本改正草案はこれを「訴訟提起前」と明確化した。

権利者の登録商標の不使用は、侵害者の損害賠償責任を免責するのみで、侵害行為自体の成立に影響を与えない。「訴訟提起前」という基準時点は客観的に確認しやすく、審理基準の統一と法適用の違いを減らすのに役立つ。ただし、権利者はこの点を回避するため、まず訴訟提起前に商標を使用し、その後訴訟を提起する可能性がある。

本改正は、商標出願および使用行為を導く包括的な規定を提供し、悪意のある商標出願および不適切な商標使用に対して、より効果的に対処する法的支援を提供でき、商標登録が使用の必要性に基づくという原則に立ち返るものである。ただし、実務上相当な注目を集めている商標の併存登録契約（コンセント制度）については触れられていない。

ブランド所有者は以下の事項に注力することを推奨する：

- 異議申立期間：2か月間の異議申立期間を前提として、ブランドのウォッチングおよび社内意思決定プロセスを再評価すること。
- 出願戦略（動きのある商標／非伝統的商標）：動きのある商標と併せて、非伝統的商標の出願戦略を体系的に見直すこと。
- 登録商標の使用におけるコンプライアンス（公衆を誤認させないこと）：登録商標の実際の使用における表示方法についてコンプライアンスレビューを実施し、特に「公衆を誤認させる」とみなされないよう注意を払う。

今回の改正は、企業の商標戦略及び管理に影響を与える可能性が高いので、適時、更なる更新情報と注意喚起を提供いたします。

ご不明な点などございましたら、お気軽に mailbox@china.patents.jp までお問い合わせください。

中国商標弁理士：趙 雷

日本弁理士：佐々木 洋子

中国弁理士・弁護士：王 彦慧